

建設事業者のための 雇用管理研修のご案内

建設業で選任義務のある「雇用管理責任者」のための研修。令和7年度 建設労働者雇用支援事業では、建設労働者の雇用の改善などに関する法律に基づき、必要な知識の習得を目的とした研修を全国47都道府県にて無料で実施しています。



【対象者】

雇用管理責任者、それに準ずる立場の方、雇用管理に必要な知識を習得したい方等

【基礎講習】

対面講習とオンライン講習

建設労働者雇用改善法に定める雇用管理責任者等を対象として、労働者の募集、雇い入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得を目的とした研修。

- ① 7/30（水）てくのかわさき（川崎市）
- ② 8/8（金）万国橋会議センター（横浜市）
- ③ 8/28（木）川崎市産業振興会館（川崎市）
- ④ 9/11（木）万国橋会議センター（横浜市）

【コミュニケーションスキル等向上コース】

対面講習のみ

若年労働者と熟練労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働ける環境づくりや離職する若者の多い建設業でのモチベーションの維持・向上の手法等の習得を目的とした研修。

- ① 8/25（月）万国橋会議センター（横浜市）
- ② 9/19（金）万国橋会議センター（横浜市）

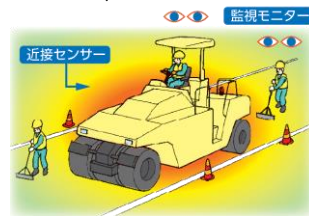
お申し込みはこちらから →
（6月中旬頃から）



高度安全機械等導入支援補助金

所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です。安全装置を取り付けると1機械当たり最大100万円の補助が受けられます。

対象となる機械は従来の積載型トラッククレーン、ホイールローダー、油圧ショベルの3機種に加え、道路工事で使用される機械（ロードローラー（タイヤローラー、マカダムローラー他）が加わり、「近接センサーや監視モニター」の設置で補助金が受けられます。



対象となる申請者は

- ① 中小企業等であること。
- ② 建設業許可を取得していること。

申請に当たっては建災防本部のホームページからWeb登録をする必要があり、本年4月10日から令和8年1月30日までが登録期間になっています。

●申請方法 詳しくは建災防本部ホームページをご覧ください。

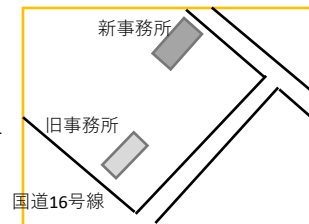
<https://www.kensaibou.or.jp/>

●問い合わせ先

建災防 高度安全機械導入支援補助金事務センター ☎ 03-6275-1085

横須賀分会の移転

横須賀分会が5月14日に移転しました。移転先は同じ日ノ出町で大通り（16号線）から1本裏に入った建工会館の1階になります。電話番号等は変わりません。住所：横須賀市日ノ出町1-2横須賀建工会館1F



建災防神奈川支部ニュース

No.586 令和7年6月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

令和7年度（第98回）全国安全週間を迎えるに当たって



黒田 憲一

建設業労働災害防止協会
神奈川支部 支部長

近年、建設業を取り巻く環境としては、働き方改革の推進、建設従事者の高齢化の進展、担い手の確保・育成など、様々な直面する課題が山積する状況にあります。

また、地球温暖化の影響から猛暑による熱中症、それに関連する災害も認められ、さらに台風や集中豪雨による大規模な被害が各地で頻発し、被災地での迅速な道路の啓開や復旧・復興工事、あるいは防災・減災のための工事やライフラインの点検・整備など、建設業が担う役割は一層重要なものになっています。

このような状況下において、令和6年の県内建設業における死亡災害は、12人（4月速報値）と前年比で4人（-25%）減少し、全産業に占める割合は38.1%から34.3%に減少しましたが、目標とした10件（第9次計画）は達成できず、全国的に見ると、北海道に次ぐワースト2という件数であり、大変憂慮すべき状況にあります。

休業4日以上 の災害については、729件（4月速報値）で、前年同期比で45件（5.8%）減少しており、目標とした667件以下は達成できませんでした。



加えて、一昨年前から夏場に猛暑日が連続し、その間に死亡災害が急増していることから、神奈川労働局並びに県内の労働基準監督署の後援を得て、今年は7月1日から9月30日までを

「猛暑時の安全行動強化期間」として、猛暑時における作業員の健康管理と暑さ疲労の中で無理な動作を回避するべく注意喚起のキャンペーンを行うこととしました。

今年の安全週間スローガンは「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」です。多様な仲間というのは外国人の方だけを指すわけではございませんが、昨年の神奈川県内における死亡災害12人のうち2人が外国人の方であり、休業4日以上 の災害においても約13%を占めます。

外国人の方の災害防止における観点としては、やはり言語の壁が問題となりますが、育ってきた環境、常識、ルールなどの根本的な文化の違いを乗り越えるためには、**トップの方針**を職場のリーダーが粘り強く伝えて浸透させていくことが鍵となりますので、その道のりは並大抵の苦勞ではないと想像できます。

また、例年のことですが、神奈川労働局各位のご協力を得まして、本年も神奈川県内の建設業の労働災害の状況をまとめた「建設業の労働災害の現状と対策」の小冊子を作成いたしました。

本書では神奈川支部独自で提唱している「かながわ安全強化計画」や「猛暑時の安全行動強化期間」に加えて、本年度から新規に開講する「建設業における化学物質管理者講習」など、安全衛生担当者に参加していただきたい内容を中心に編集しております。建設現場において同様の災害が繰り返されることのないよう、多くの関係者の皆様が労働災害防止活動に対し本書を活用されることを願ってやみません。

ご安全に！



支部行事予定

運営委員会

時：6月12日 15：00
所：建設会館講堂

木建協正副会長会議

時：6月19日 14：00
所：講堂控室

木建協総会

時：6月26日 15：00
所：建設会館講堂

正副運営委員長・部会長会議

時：7月10日 16：00
所：建設会館411会議室

正副支部長・分会長会議

時：7月24日 15：20
所：ロイヤルホールヨコハマ

令和 7 年度（第98回）全国安全週間に向けて



児屋野 文男

神奈川労働局
局 長

建設業労働災害防止協会神奈川支部会員の皆様方におかれましては、常日頃から神奈川労働局の行政運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「**全国安全週間**」は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎えることとなりました。

この間、労使が協調して労働災害防止対策を展開することにより、労働災害は長期的には減少しているところですが、全国的に見ると、令和 6 年の労働災害については、死亡災害が集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く**増加傾向に歯止めがかからない状況**となっております。

一方、昨年の神奈川県内の建設業における労働災害の発生状況は、死亡者数は12人と前年から 4 人（25％）の減少となり、休業 4 日以上之死傷者数は729人と前年から45人（5.8％）の減少となりました。

このような状況で、労働災害をさらに少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、「**第14次労働災害防止計画（神奈川計画）**」に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 3 年目となる令和 7 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が必要です。

本年度の全国安全週間は、
「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」
をスローガンに、7 月 1 日から 7 月 7 日までを本週間、本週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間として実施します。
令和 7 年度全国安全週間実施要綱に基づき、対象期間中、安全大会等での経営トップによる安全の所信表明や安全パトロールによる職場の総点検を実施するとともに、対象期間以外にも継続して取り組むべき建設業における労働災害防止対策として、

- ① 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場・屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- ② 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
- ③ 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ④ 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ⑤ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ⑥ 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ⑦ 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置等のほか、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策や、令和 6 年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の確実な実施についてお願いいたします。

- さらに、業横断的な労働災害防止対策として、
- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ③ 交通労働災害防止対策
 - ④ 熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症 クールワークキャンペーン）

業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策についても実施事項として掲げていますので、それぞれの事業場においては、各実施事項の実効性ある取組について、積極的に推進していただきますようお願いいたします。

労働保険のお知らせ

令和 7 年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の
確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに

申告・納付期間は

6 月 2 日（月）～ 7 月 10 日（木）です。

労働保険の申請は便利な電子申請で！

お問い合わせは、神奈川労働局総務部労働保険徴収課
電話 045-650-2803

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業 4 日以上） 神奈川労働局（以下同） 令和 7 年 4 月末日現在

年\署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本 年			(2)					(1)				(1)	(4)
	12	4	7	15	11	20	15	11	5	12	11	20	143
前 年	(1)				(1)								(2)
	19	6	7	10	17	29	21	16	7	15	15	27	189

（注）労働者死傷病報告による、（ ）内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆ 令和 7 年 5 月 22 日現在

業 種\年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和 7 年)	前年同期 (令和 6 年)	前々年同期 (令和 5 年)	令和 6 年	令和 5 年	令和 4 年
製 造 業	2	2	2 (1)	6	4 (1)	2
建 設 業	7	3	5 (1)	12	16 (1)	9 (1)
交 通 運 輸 業						
陸上貨物運送事業	3 (2)	3 (1)	3	6 (2)	9 (3)	6 (1)
港 湾 荷 役 業					1	
商 業	1 (1)	2 (1)		4 (3)		6 (2)
清 掃 ・ と 畜 業	1		2	3	3	4
そ の 他	1	1	4	4 (1)	9 (2)	3 (2)
合 計	15 (3)	11 (2)	16 (2)	35 (6)	42 (7)	30 (6)

（注）死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆死亡災害の概要☆ 令和 7 年 5 月 22 日現在（2 件は調査中）

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	2 月 9 時頃	建築工事業 (1 次下請) ～ 9 人 40～44 歳	コンベア はさまれ、巻き込まれ	ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事のためにコンベヤーカバーの荷卸し作業に従事していた被災者が作業中に行方不明となり、翌日、係留中であった貨物船の石炭船倉内から発見され、死亡が確認された。
2	3 月 14 時頃	その他の建設工事業 (元請) 10～19 人 35～39 歳	建築物、構築物 飛来、落下	住宅解体工事現場において、高さ 2.4 m のコンクリート塀の取り壊しの作業を行うため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塀を分割していたところ、塀の上部が倒れ、飛散防止のため近傍でコンパネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡した。
3	3 月 15 時頃	土木工事業 (1 次下請) ～ 9 人 35～39 歳	不整地運搬車 墜落、転落	河川改修工事にて、被災者が、不整地運搬車を操作し、土のうを運搬していたところ、護岸脇の通路より河川側の段差（高さ約 1 メートル）を落下し死亡したものの。
4	4 月 12 時頃	その他の建設工事業 (2 次下請) ～ 9 人 45～49 歳	有害物 有害物との接触	共同住宅の原状復旧工事において、浴室（ユニットバス）で有機溶剤を含有する洗浄剤をウエスに取って洗浄する作業をしていた被災者が、有機溶剤中毒になって死亡したものの。
5	4 月 10 時頃	建築工事業 (1 次下請) ～ 9 人 50～54 歳	可燃性のガス 爆発	被災者は、1 階床スラブのガス溶断作業（アセチレンガス＋酸素のボンベを使用）を行ったところ、爆発と思われる現象が生じ、コンクリート床材などが上下周囲に吹き飛び、地下ビットがむき出しの状態となった。被災者は爆発の影響により 2 階の床とともに地下 1 階に転落、落下してきた床材に挟まれ死亡したものの。

令和7年における建設業の死亡災害の概要

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
3月 15時頃	土木工事業 公共 ～9人	不整地運搬車 墜落、転落	【発生状況】 河川改修工事で、被災者が不整地運搬車を操作し、土のうを運搬していたところ、護岸脇の通路より河川側の段差(高さ約1m)を落下し死亡したものの。 35～39歳 【災害防止のポイント】 1 不整地運搬車の運転の業務についての技能及び知識の向上を図ること。 2 不整地運搬車を使用する際には、あらかじめ、場所の広さ、地形、不整地運搬車の種類、能力及び荷の種類と形状に適應する作業計画を定め、これにより作業を行わせること。 3 不整地運搬車を使用する作業については、作業指揮者を定め、上記計画に基づき、作業を指揮させること。 4 不整地運搬車が作業中、法面等から転落するおそれがある時は、車止めを設ける等転落防止の措置を講じさせるか又は、誘導者を配置してその者による誘導により作業を行わせること。
4月 12時頃	建築工事業 民間 ～9人	有害物 特別規制対象物質に限る 有害物等との接触	【発生状況】 共同住宅の原状復旧工事において、浴室(ユニットバス)で有機溶剤を含有する洗浄剤をウエスに取って洗浄する作業をしていた被災者が、有機溶剤中毒になって死亡したものの。 45～49歳(2次下請) 【災害防止のポイント】 1 屋内で有機溶剤を取り扱う業務については、窓等の開放を行うとともに、ブローア等で強制換気等を行い、有効な保護具の使用を徹底すること。 2 屋内作業において、有機溶剤を用いる塗装作業は有機溶剤作業主任者を選任し、ばく露防止のための換気方法、作業方法等を事前に検討すること。 3 作業者に有機溶剤の中毒防止のための安全衛生教育を行うこと。 4 元請は下請けに対して、有機溶剤中毒防止のための安全衛生教育、換気の方法、保護具の適切な選択と使用方法などについて、指導援助を行うこと。

神奈川支部講習日程

講習名	日程	場所	受付状況
保護具着用管理責任者教育	12月15日	神奈川県建設会館	Web受付準備中
建設業における 化学物質管理者講習	10月6日	小田原市曽我みのり館	受付は講習日の2ヶ月前から
	10月17日	藤沢市建設会館	Web受付準備中
工作物石綿調査者講習 ※	7/3～4	神奈川県建設会館	
	8/25～26	神奈川県建設会館	

※工作物石綿調査者講習は石綿作業主任者技能講習の受講者を対象にしています。

令和7年度 第一回理事会を開催



5月22日に建設会館講堂に於いて第一回理事会が開催されました。

審議されたのは①令和6年度の事業報告承認に関する件、②令和6年度決算報告承認に関する件、③令和7年度の事業計画(案)承認に関する件、④令和7年度収支予算(案)承認に関する件、⑤猛暑時の安全行動強化期間について、ですが、いずれも提案された原案どおり承認されました。



黒田支部長

黒田支部長の冒頭のあいさつでは、「県内における昨年の建設業での死亡災害件数は12件ということで、これは前年を4件下回ったものの、昨年に続き、北海道の17件に次いで全国ワースト2という数字である」と紹介し、建災防の第9次5か年計画について、死亡災害、休業4日以上災害とも、計画の目標件数は達成できなかったと説明した。

さらに、最近の災害の傾向に触れ「夏の猛暑日に災害が多いことや、急な増水などの自然災害による災害が後を絶たないことなどから、「自然災害の脅威、それに付随する建設業界の使命がますます重くなっている、いつまでも災害の件数で全国ワーストを争っている場合ではない。」と強く呼び掛けました。来賓には神奈川労働局に今年の4月着任された荒木治美労働基準部長、柴田英彦健康課長、小野純一地方産業安全専門官が列席され、来賓の荒木労働基準部長から祝辞をいただき、「神奈川労働局では、令和7年度の重点施策として「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり」を掲げており、「安全で健康に働くことができる職場づくり」に向

けた各種対策を推進していくことと
しています。」と重点施策に触れ、
さらに昨年の県内の建設業の死亡
災害の発生状況を踏まえ、「依然
として死亡災害に占める墜落・転



荒木労働基準部長

落災害は4割を占めており、神奈川計画の重点実施事項である令和5年10月施行の足場に係る改正労働安全衛生規則や、令和5年12月改正の手すり先行工法に関するガイドラインを踏まえた墜落転落災害防止対策の充実強化をお願いします。」と墜落転落災害防止の強化について触れ、さらに、本年4月に労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が強化されたことを受けて「各建設現場で、熱中症の自覚症状がある作業員やそのおそれのある作業員を見つけた者が報告をするための体制整備、作業離脱・身体冷却・医療機関へ搬送等必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知が義務付けられたので、熱中症対策の準備状況の確認をお願いいたします。」と熱中症対策の強化が述べられました。

令和6年度の事業報告での特徴は、教育関係については、法改正の影響から一時的に需要が高まった石綿関連講習、足場の点検者に関する教育などは一定数が確保されたことから大幅に減少しており、新規に「工作物石綿調査者講習」や「建設業における化学物質管理者講習」などを立ち上げるものの、今後の収益は不透明感が漂うということです。

また、令和7年度の事業計画では、ここ数年、夏場に死亡等の重大災害が急増することから、新たな取り組みとして「猛暑時の安全行動強化期間」を展開することが提起されました。



小野安全専門官

議事終了後、小野地方安全専門官から建設業の労働災害の現状と、第14次労働災害防止計画(神奈川計画)にかかるアンケート調査の協力依頼、法改正により強化された熱中症対策、個人事業者等に対する労働安全衛生対策の推進に係る法改正等について説明をいただきました。

以下は「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」の抜粋です。全文は本部、神奈川支部のホームページに掲載しています。
それぞれの対策の詳細については直接神奈川労働局労働基準安全課または県内労働基準監督署安全担当部署にご照会ください。

I 労働者の安全確保のための対策

(1) 墜落・転落防止対策

一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則（令和5年厚生労働省令第22号。以下「改正安衛則（足場関係）」という。）の全面施行、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月1日付け基発第0401012号、令和5年12月26日最終改正）の策定等を踏まえ次の対策を推進する。

ア 足場等からの墜落・転落防止対策

改正安衛則（足場関係）に基づき、本足場の使用や、足場の点検者の指名等の措置を講じるとともに、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく措置を適切に講ずること。

また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと。

さらに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号、令和5年3月14日最終改正）に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、「足場等の種類別点検チェックリスト」の活用、足場の組立て等の後の点検について、十分な知識・経験を有する者による点検の実施に取り組むこと。

イ はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

木造家屋等低層住宅建築工事においては、上記マニュアルに基づく措置を適切に実施するとともに、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」等を活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に取り組むこと。

ウ 墜落制止用器具の適切な使用

「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づき、墜落制止用器具の適切な使用を徹底するとともに、墜落制止用器具の使用状況を確認し必要な措置を講じること。

また、「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。

(2) 能登半島地震等の労働災害防止対策

(3) 高齢労働者等の労働災害の防止

エイジフレンドリーガイドラインに基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進めること。

(4) 外国人労働者の労働災害防止対策

外国人労働者に対する安全衛生教育を行う場合には、これらの教材を活用しつつ、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。

また、外国人労働者が労働災害に被災した場合に労働者死傷病報告を提出する際、被災労働者の国籍・地域及び在留資格を、在留カード等により確認し、記入すること。

(5) 一人親方等の安全衛生対策

建設業に従事する一人親方等については、厚生労働省において委託事業で行う研修会等に積極的に参加すること。

改正内容について、事業者の理解を進めるとともに、同改正で保護対象となる一人親方等に適切に周知すること。

(6) 転倒災害防止対策

(7) 交通労働災害防止対策

(8) 車両系建設機械等による労働災害防止対策

労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、労働安全衛生規則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、車両系建設機械の転落、接触等により労働者に危険が生じるおそれのある場合は誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。

(9) 安全な建設機械の普及

「車両系建設機械構造規格」に適合した建設機械を使用するとともに、「高度安全機械等導入支援補助金」の活用を積極的に検討すること。

(10) 荷役作業における労働災害防止対策

改正安衛則（貨物自動器関係）に基づき、昇降設備の設置及び保護帽の着用の徹底を図るほか、必要な労働者に対しテールゲートリフターの操作に係る特別教育を実施すること。

また、リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和3年1月18日付け基安発0118第2号）に示す取組を実施し、荷役災害防止対策を適切に講ずること。

(11) 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策

建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には、「未熟練労働者への安全衛生教育マニュアル（警備業

編）」を活用すること。

(12) 山岳トンネル工事における労働災害防止対策

山岳トンネル工事の発注者においては、同ガイドラインに基づき、設計段階における適切な支保パターンの選定のほか、施工段階における地山の状況に応じた設計の変更等の必要な対応を行うこと。

また、施工者においては、同ガイドラインに基づき、鏡吹付の実施、切羽への立入禁止措置の徹底、切羽監視責任者による監視等、肌落ち災害防止対策を適切に講じること。

また、現場内は狭あいな箇所等で重機等が稼働することから、作業員と重機等との接触防止対策についても確実に講じること。

(13) 伐木等作業の労働災害防止対策

チェーンソーによる伐木等作業を行う場合にあっては、対象労働者への特別教育を実施するとともに、立入禁止措置や保護具の着用等の安全対策を適切に実施すること。

(14) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

(15) 建設工事関係者連絡会議の運営等

厚生労働省において「建設工事関係者連絡会議の設置について」（平成26年4月11日付け基安発0411第1号）により、建設工事の安全衛生に配慮した発注、安全衛生経費の確保、統括安全衛生管理の徹底のための相互パトロール、安全衛生教育等について、発注者、施工者及び安全衛生行政関係者が協議し、必要な取組を行う。

(16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

II 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

(1) メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働災害を防止する上でもメンタルヘルス対策が有効との調査結果（建災防実施）もあることから、建災防とも連携して、建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策を適切に講ずること。

なお、事業主団体等や労災保険の特別加入団体については、当該団体が、傘下の中小企業や労災保険の特別加入者（一人親方等）等に対して、ストレスチェックやストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用の一部を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」が活用できるものであること。

また、独立行政法人労働者健康安全機構が運営する、産業保健総合支援センター及び地域産業保健セ

ンターによる産業保健支援サービスを無料で活用できること。

(2) 熱中症対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。

また、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止するため「報告体制」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を実施すること。

あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。

また、労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行うこと。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出ること。

なお、前述の「団体経由産業保健活動推進助成金」が活用できるものであること。

(3) じん肺予防対策

粉じん濃度の測定、換気装置等による換気の実施等、また、発注者は必要な経費の積算等、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき適切にずい道等建設工事における粉じん対策を講ずること。

当該防止総合対策に基づく措置を適切に講ずること。

また、解体作業等において、法令上必要であるにもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクを外させることなく、労働者に防じんマスクを確実に使用させること。

(4) 騒音障害防止対策

(5) 化学物質による健康障害防止対策

建設業においても、塗装や作業に使用する製剤など多くの化学物質を用いていることから、店社ごとに化学物質管理者を選任し、使用前にラベル・SDSを確認させ、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること。

その際、建災防が作成する化学物質管理に関する資料や管理マニュアル等を必要に応じ活用すること。

また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図るため、作業主任者等に必要に応じ能力向上教育等を行うこと。

さらに、保護具を着用する作業現場においては、店社ごとに保護具着用管理責任者の養成に留意すること。

塗膜剥離作業においては、塗膜には鉛、六価クロム、PCB等の有害物が含まれうることにも留意し、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切なばく露防止対策（剥離剤等作業で使用する保護具の着用も含む。）を講ずること。

また、研磨材の吹き付け（プラスト）や研磨材を用いた手持ち式動力工具（ディスクサンダー）による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき、労働者に対して、呼吸用保護具（送気マスク等）を使用させる等の措置を講ずること。

作業者に対して、ラベル等により作業に用いる化学物質の危険性・有害性や適切な保護具の使用について周知するようにすること。

(6) 石綿健康障害予防対策

石綿障害予防規則に基づき、解体・改修工事前の石綿含有の有無の事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の報告、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底する。

また、令和5年10月1日以降着工の工事において建築物等の事前調査を実施するには有資格者に行わせることが義務付けられていることから、有資格者による事前調査を確実に行うこと。

さらに、令和8年1月1日以降着工の工事から工作物の事前調査を実施するには有資格者に行わせることが義務付けられることから工作物事前調査者講習の受講を計画的に行うこと。

III その他の安全衛生に係る対策

(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

(2) 建設業における安全衛生教育の推進

「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」（平成29年2月20日付け基発0220第3号）に基づき、建設業における職長等及び安全衛生責任者を対象に、概ね5年ごとに及び機械設備等に大幅な変更のあった場合に、建設工事従事者の専門性の確保のために、労働災害の防止に係る当該教育を受講させること。

また、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」（平成15年3月25日付け基安発第0325001号）に基づき、建設工事に従事する労働者を対象に、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項について教育を受講させること。